

## エネルギーの使用の合理化に関する法律の 一部を改正する法律案の概要

東日本大震災と原子力事故を契機として電力需給が逼迫しており、エネルギー需給の安定化が不可欠であることから、電力の需要の平準化に関する所要の措置等を講じる。

### 1. 改正法案の概要（鉄道事業者関係部分）

#### （1）電気の需要の平準化対策

○輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、輸送事業者が取り組むべき措置に関する指針を定める。

○指針には、鉄道事業者による電気の需要の平準化に資する取組として、以下を記載予定。なお、鉄道運行の間引き等鉄道事業の円滑な運営を行う上で過度な負担を求めるものではない。

- ・ オフピーク通勤運動
- ・ 車内、駅舎等の照明及び空調の最適制御
- ・ 回生電力貯蔵装置等の蓄電池の設置
- ・ 駅における太陽光発電等の自家発電設備の設置 等

#### （2）電気事業者からの情報提供

需要側における電気の需要の平準化に資する取組を円滑に進めるため、電気事業者に対して、電気を使用する者の電気の使用状況に関する情報提供等を求める。

### 2. 施行期日

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日。